

特定非営利活動法人臨床検査支援協会

定款

新旧対照表

新	旧
…略…	…略…
第 2 章 会 員	第 2 章 会 員
(種 別)	(種 別)
第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。	第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した <u>個人</u>	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した <u>個人及び団体</u>
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した <u>企業・団体</u>	(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した <u>個人及び団体</u>
…略…	…略…
(選任等)	(選任等)
第 13 条 理事は理事会において選任する。監事は総会において選任する。	第 13 条 理事は理事会において選任する。監事は総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、 <u>理事の互選</u> とする。	2 理事長及び副理事長は、 <u>理事会において選任</u> する。
…略…	…略…
(総会の議事録)	(総会の議事録)
第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。	第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所	(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）	(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項	(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果	(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項	(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) <u>前号の事項を提案した者の氏名</u> (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 …略… (理事会の議事録) 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) <u>前号の事項を提案した者の氏名</u> (3) 理事会の決議があったものとみなされた日	2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) <u>前号の事項を提案した者の氏名又は名称</u> (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 …略… (理事会の議事録) 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はファクシミリ（FAX）による表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、電磁的記録又はファクシミリ（FAX）により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) <u>前号の事項を提案した者の氏名又は名称</u> (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
--	--

及び理事総数 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 …略… 附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 渡邊 清明 副理事長 高橋 伯夫 副理事長 高加 國夫 理事 小川 眞史 理事 石橋 みどり 理事 今 哲昭 監事 寺本 哲也 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1) 入会金 正会員 (個人・団体) 0 円 賛助会員 (個人・団体) 0 円 (2) 年会費 正会員 (個人・団体) 3000 円 賛助会員 個人 3000 円・団体 50000 円 (団体は 1 口以上) 7 この法人の入会金及び会費は、令和 9 年 4 月 1 日より、次に掲げる額とする。	及び理事総数 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 …略… 附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 渡邊 清明 副理事長 高橋 伯夫 副理事長 高加 國夫 理事 小川 眞史 理事 石橋 みどり 理事 今 哲昭 監事 寺本 哲也 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1) 入会金 正会員 (個人・団体) 0 円 賛助会員 (個人・団体) 0 円 (2) 年会費 正会員 (個人・団体) 3000 円 賛助会員 個人 3000 円・団体 50000 円 (団体は 1 口以上)
---	--

<u>(1)入会金 正会員（個人） 0 円</u> <u>賛助会員（企業・団体） 0 円</u> <u>(2)年会費 正会員（個人） 5,000 円</u> <u>賛助会員（企業・団体） 50,000 円</u> <u>（団体は 1 口以上）</u> 附則 平成 30 年 6 月 15 日改訂 令和 2 年（2020 年）9 月 15 日改訂 令和 3 年（2021 年）6 月 22 日改訂 令和 4 年（2022 年）6 月 22 日改訂 令和 6 年（2024 年）2 月 1 日改訂 令和 8 年（2026 年）○月○日改訂	附則 平成 30 年 6 月 15 日改訂 令和 2 年（2020 年）9 月 15 日改訂 令和 3 年（2021 年）6 月 22 日改訂 令和 4 年（2022 年）6 月 22 日改訂 令和 6 年（2024 年）2 月 1 日改訂
---	--